

3 民主南アフリカにおける教育訓練白書（和文要約）

民主南アフリカにおける教育訓練白書

新システム移行に向けてのファーストステップ

(和文要約)

教育省

於プレトリア

1995年2月

(1995年3月 JICA英国事務所作成)

目次

前書き

第1章 教育の歴史—旧体制からの移行

第2章 93年憲法における教育と訓練の理念

- 1 序文
- 2 教育を受ける権利
- 3 教育における言語と文化の規定
- 4 教育における宗教、信念、意見および表現の自由
- 5 労使関係
- 6 教育における人権

第3章 教育と訓練に関する具体的政策の基本方針

第4章 教育と訓練の新政策推進の枠組み

- 1 National Qualification Framework(NQF) の設置
- 2 オープンラーニングアプローチ
- 3 教育サポートサービス(Education Support Service)
- 4 教員教育
- 5 理数課目の回復プログラム
- 6 成人基本教育・訓練(Adult Basic Education Training)
- 7 義務教育後の教育
- 8 大学教育
- 9 早期幼児開発(Early Childhood Development)
- 10 無償普通義務教育

前書き

この文書は、新生南アフリカの文部省による教育の再構築への最初のステップとなる教育白書である。

この白書に述べられる政策は、人種に基づいた教育と訓練システムから民族によらないシステムへの移行を目指して構想された。文部省は、教育制度における民主化が、社会変化において重要な役割を果たすことを、常に念頭におかねばならない。

RDPにおける教育の位置づけ

RDPは、統合、一貫した社会経済的政策の枠組みとしてデザインされている。RDPにおける、人的資源開発のメインテーマは、教育と訓練を通して、人々に力を与えることである。

内閣は、RDPの優先に応じて、プログラムと予算を割り当てることになる。文部省は、RDPの目的を全面的に支持する。なぜなら、教育と訓練は、その定義からして、開発にかかわる問題だからである。

教育訓練分野においては、その設備、資金、質、成果にみられる構造的不公平の是正の為に、カリキュラムや教科書の書き換え、システムの再構築、教員の質の向上に取り組まねばならない。こういった大規模なニーズをみたすためには、国家および州の文部省が迅速に協力して働けるよう、十分な資金を確保することが重要である。

1994年5月以後、国内の全組織は、流動的なものであったため、プランの実行はこれまで、組織の合理化や開発、大きな政策や、暫定的カリキュラムの改革に集中されてきた。

以下に述べるイニシアチブは、いくつかの重要な構造的、制度的改革を含んでいる。移行期において文部省は、こういった大きな変化が、継続的に、かつ一貫した責任体制のもとで行われる必要があることを認識している。

RDP.....Reconstruction and Development Programme

1章 教育の歴史—旧体制からの移行

南アフリカ史上はじめて、政府が国家と国民のために、教育訓練システムの開発を行う。これは、政府の'全員に学問と文化への門戸を開く'というビジョンへの挑戦である。すべての老若男女に良質の教育訓練を供給する公平なシステムの設立が急務である。これは、Reconstruction and Development Programme (RDP) のなかでも、もっとも優先されるべき国家事業である。なぜなら、国家の人的資源の開発は、RDP全体のゴールの達成に不可欠だからである。

適切な教育訓練は、人々に民主的な社会、経済活動、文化の表現、地域活動に効果的に参加できる力を与え、市民に人種、性別と行った差別にとらわれない国家の建設を促す。

1993年憲法は教育における政策と立場の基本になる人類の道徳と、社会秩序に関しておおむね次のように言及している。

—この憲法は、闘争と対立、語られることのなかった苦しみや不正に満ちた、深く分断された社会の過去と、人権、民主主義そして、肌の色、人種、階級、信念、性別によらない全南アフリカ人の平和的共存と発展の上に築かれる未来をつなぐ歴史的橋渡しとなる。

—国家の統一への執着、全南アフリカ市民の福祉、人々の和解の上になり立つ平和、そして社会の復興

—この憲法は、南アフリカの人々に、暴力による闘争と憎しみ、恐怖、罪、復讐をもたらした、人権の侵害と人道主義の違反にいられた過去の分断と闘争を乗り越える確固たる基盤を築く。

—必要なのは、復讐ではなく、理解であり、報復ではなく、保証である。

これらの見解はその真正さと寛容さの故に力を有している。非難することなく、過去の悪行と闘争を認め、国家の統一、福祉と平和につながる和解と復興を国家的アジェンダとすることを、承認している。文部省の政策は常にここでのべた見解に基づくことになる。

すべての南アフリカ人が、等しく市民権を得たいま、過去を消去することは出来なくても、複雑な歴史をあるがまま受け入れ、我々の最良の未来に向けて、互いの歴史、文化、価値の理解に努める必要がある。

過去において南アフリカの教育訓練は、矛盾に満ちていた。

南アフリカは、高水準の教育訓練を維持してきた。最高の資源、スタッフのもと、大部分の生徒が高等教育への試験に合格し、高い進学率を誇ってきた。質の高い、学位や、研究成果は国家の洗練された経済や、金融、産業、通信、技術、医療、法律、文化を支えてきた。

が、同時に我が国は、何百万人もの機能的非識字者(Functional literacy)を抱えておりさらに、何百万の子供や青少年らが、貧しい教育設備の下で学んでいる。彼らの大部分は、早々に学校をドロップアウトしてしまい、高等教育に進むのはほんの一握りとなっている。ほとんどの生徒は、技術的、専門的職業に進むのに必要な理数課目の基礎を、慢性的な課目設備の不足のために、修得することが出来ないでいる。

教育の達成、雇用機会、生産性、収入にみられる格差は、途上国経済には付き物であるが、この点において、南アフリカはそういう国々に類似しており、社会正義や雇用の創出、ハウジング、基本的なヘルスケア、環境の保護、教育システムのニーズへの取組が急がれる。

国際的なヒューマンディベロップメント指標でみた場合、南アフリカの業績は乏しい。エリートセクターにおける達成も、人口の大半のための教育訓練の基本的ニーズへの不適切な対応に相殺されてしまうからである。我々のこの特殊な環境は、我々自身の歴史の産物である。

歴史的にみて、南アフリカの学校や大学は人種で分断されており、資金や政策は完全に白人政権によってコントロールされてきた。1983年以後教育は、インディアン、有色人種、白人とそれぞれ別々に運営されてきた。すべてのシステムは、トップマネジメントを除いてお互いに独立して機能しており、同じ市町村内においてすら、別の組織に属する教師や関係者らは互いの業務について無知であることが当たり前の状態となっていた。今後、これらの教師や、関係者らは新たな非人種差別国家および州、省に吸収され、此れ迄の独立した旧組織は、解体、廃止されることになる。

南アフリカ史上初の民主政府から生まれた文部省が教育訓練の新システムの基礎を築くに辺り、植民地時代からの少数民族による統治の長い歴史において、教育を巡り激しい闘争がおこなわれてきたことを非難することなく、思い起こさねばならない。言語、文化、教育方針は常に、国家政策と深いかかわりを持っていたため、強い国家イデオロギーの下、それらの権利を巡って激しい闘争が繰り広げられてきた。

第二次世界大戦後行われた、平等な教育に関する権利や市民権の否定は、大多数の南アフリカ人の人間としての威厳と生活を直接攻撃するものだった。その結果、学校や大学はしばしば政治的騒動や争いの場になった。何千人もの人々が殺害され、国外追放になった。これらはすべて事実であり、その被害の大きさゆえに、けっして忘れ去られることがあってはならない。

今こそ文部省は、人種によらない平等な教育への権利と民主主義を求めて犠牲になった保護者、学生、教育者らに賛辞をおくりたい。また、みずからの利益を省みることなく、不平等と困難と危険の下、みずからを教育に捧げた教師らにも、賛辞をおくりたい。

今や、新時代の到来を宣言するときである。

この白書を、発行することによって、文部省は国家の教育および、開発において新境地を開くことになる。文部省は、新システムへの移行にあたり、すべての保護者、教育者、学生、地域のリーダー、宗教団体、NGO、教育機関、労働者、メディア、開発団体の善意の参加を歓迎するものである。

文部省は、近く南アフリカ人の代表グループを招き、'教育訓練の憲章 (an Education and Training Charter)の草稿作成にとりかかる。この草稿は、国家協議の基本となるものであり、これをもとに、教科書の改訂が行われることになる。

2章 93年憲法における教育訓練の理念

1 序文

1993年憲法はその序文において

すべての南アフリカ人が、主権と民主憲法の統治国家において、共通の南アフリカ市民権を与えられる資格を有し、そこでは全市民が、等しく基本的権利と自由を行使できるよう、性別および人種間の平等が存在する秩序を築き上げなければならない。

と規定している。

2 教育を受ける権利

憲法32条は、教育を受ける権利について以下のように述べている。

何人も以下の権利を有するものである。

- (a) 基本的教育を受ける権利と教育機関を等しく利用する権利
- (b) 可能な範囲内での個人の選択に基づいた言語で教育を受ける権利
- (c) 可能な範囲内での人種差別に基づくことのない、共通の文化、言語、宗教に基づいて教育機関を設立する権利

ここに挙げた4つの権利の詳しい解釈および相互関係を、以下に述べる。

(a) - 1 基本的教育を受ける権利

すべての個人、即ちすべての子供、若者、成人は、等しく教育を受ける権利を有する。これを満たすためには、子供は基本的な質のよい教育プログラムを必要な教育設備と共に利用でき、若者と成人は、基本的な教育をかならずしも学校教育といった形式によつてのみではなく、個人の年齢と環境に応じて、受けることができるようにする必要があるのである。

ここでいう基本的な教育とは、子供、青年、成人、男女、労働者、求職者、自営業者といった人々の、年齢および経験に相応しい学習と解釈されなければならない。

(a) - 2 教育機関を等しく利用する権利

これは、教育機関の側における、公平で、非差別的な受入政策の実施によつてのみ満足される。

この条項は、憲法8条に述べられた平等権と合わせて解釈される必要がある。

(1) 何人も法の下に平等であつて、法によつて平等に保護される権利を持つ。

(2) 何人も直接又は、間接的に、不平等に差別されることがあつてはならない。

(3) この条項は、個人や集団、そして不平等な差別によつて、不利な立場にあつた人々の適切な保護と前進を達成し、それらの人々がすべての権利や自由を完全に等しく享受できるようにする、いかなる手段をも除くものではない。

憲法第三章は、特に子供のために、以下の条項を設けている。

子供は、搾取的な労働力、危険な労働や、教育、健康、福祉の害となる労働への従事を要求あるいは、許可されることがあってはならない。（30条）

貧困は、子供に搾取的労働を強いる。子供の搾取的労働の廃止、子供の教育を受ける権利および、健康と福祉を監視し保護することは、コミュニティおよび、NGOらと共に活動する政府や諸機関、労働組合、雇業者団体による活動、提言、行動を要する。

文部省は、これらすべての協力活動を、強く指示する立場にある。

ただし、農業学校の所有者、あるいは、当事者である農民の子弟が、農業学校で学ぶ場合は、この限りではない。

(b) 教育を受ける言語を選ぶ権利

この条項は、31条の「何人も、個人の選択に基づいた言語を使用する権利を有する。」の延長に当たるものである。教育を受ける対象が、幼児である場合は、明らかにその両親又は、後見人が、本人の利益のために本人にかわって権利を行使するものとする。

教育を等しく受ける権利、特に言語に基づく不公平な差別の禁止とは、言語の選択が、憲法の定める「可能な範囲で」行われた場合には、特定の言語による教育を受けたことを理由に、入学を拒否されることが、あってはならないということ、を、保証するものである。

(c) 共通の文化、言語、宗教に基づいて教育機関を設立する権利

この条項は、すべての人に、

「実行可能な範囲において、共通の文化、言語、宗教に基づいて教育機関を設立する」権利を保証するものである。

これは、14条に規定される、信仰の自由の保証と、31条に規定される言語と文化活動の自由に特に関係するものである。

3 教育における言語と文化の規定

上記に述べた以外に、言語と文化に関して憲法第1章は、以下のように述べており、それは、政府による法律制定や、一連の政策に影響を及ぼすもっとも重要な部分と言える。

即ち、

- (a) すべての南アフリカ公用語の、等しい使用の推進
- (c) 搾取、支配、分断を目的とした言語を使用することの回避
- (d) 多言語の修得および、翻訳設備の推進
- (f) この憲法の公布により保証される、言語に関する権利の保護

3条(9)

Afrikaans, English, isiNdebele, Sesotho sa Leboa, Sesotho, siSwati, Xitsonga, Setswana, Tshivenda, isiXhosa, isiZuluを、国内での公用語と定める。各言語の平等な使用と享受を促進させるための状態が作りだされるべきである。

3条(1)

州の立法機関は、言語政策における法の制定や、州内における公用語として、国家公用語の認定をおこなう権限を有するが、それは、国の法律に準ずるものである。

3条(5) および6項

上記に述べた規定の根底にある意図は、憲法の原則X1にみられる。

「言語と文化の多様性は承認され保護されており、それらを推進するための状況が奨励されるべきである。」

4 教育における宗教、信念、意見および表現の自由

何人も、良心、宗教、思想、信念および、意見の自由の権利を保証されており、それは、高等教育機関における学問の自由を含むものである。 14条(1)

何人も、言語と表現の自由を有し、それは出版や、その他のメディアおよび芸術的創造性や、科学的探求への自由を含むものである。 15条(1)

国家の資金によって賄われ、国家の管理下にあるすべてのメディアは公平さと意見の多様性を確保する目的にあっては規制されるべきである。 15条(2)

ここで述べられている権利や自由は、すべての学校や、教育機関および、教育省による専門サービスにおいて反映される必要がある。これらの権利、自由は、カリキュラム、教科書、教材や、メディアプログラム、教授法、教員の教育、監督、管理と常に関係するものである。

5 労使関係

憲法27条は、すべての個人に公平な労働の実施、労働組合を作る権利、雇用者と労働者の両方に、組織的および、集団的に活動する権利、ストライキの権利等を認めている。これに関して、教育労働関係条例は、政府のあるいは、政府の援助セクターにおける教師とその雇用者間の組織的、集団的な交渉の場として、教育労働関係委員会(the Education Labour Relation Council)を設置している。

6 教育における人権

1993年憲法は、国家レベルでの民主主義実践の場であるといえる。

文部省は、国家の教育制度の全資源が憲法の支持するところの基本的権利、自由と責任の保護において、寄与するよう、所要の措置を取るものである。

まずその第一段階としては、教育組織において各部署が憲法の定める基本的権利の遵守をセルフチェックすることが適切であろう。そのためには、インフォメーションバックや、チェックリストの作成および、組織内の全レベルにおけるワークショップの実施が必要になる。またそういったセルフチェックが、各学校や、教育機関および国家レベル、州レベルの教育サービスの場において、アクションプランへとつながる必要がある。

これらの実施にあたり、以下の二点がかつとも重要な目的となる。

1. 基本的権利の憲章が、教育組織における全学生、教育者、管理者、サポートワーカーの活動の極めて重要な要素となること。
2. 教育組織内における、いかなる部署もみずからの責任に関する無知のために、個人の権利を害したり、否定することがあってはならない。

文部大臣は、教育における人権へのアクションプランを成功させるべく、教育大臣委員会、専門学校、大学および、トレーニングフォーラム、教師、学生および、保護者らの団体らと見解を分かち、その意見を公開するものである。意見交換とその過程公開の目的は、憲法のもとに設置された人権委員会の条件に完全に一致する。

7 ジェンダー平等委員会

憲法は、ジェンダー平等委員会を設置することによって、性差別特有の性質を認識している。教育は、男女間の関係のあり方に多大な影響を持つ。それにもかかわらず、教育の場において、憂慮すべき男女間の不公平、差別や不当な扱を受けている多くの女兒や、女性が存在する。文部省は、この社会に深く根ざした問題に取り組むには、教員らによるリーダーシップが必要であり、教育の場で、是正に向けた最初のステップが取られるべきであると考える。

文部省は、専任のジェンダー平等委員によるジェンダー平等任務チーム (Gender Equity Task Team) の指名を提案する。

ジェンダー平等委員会は、以下の内容を含む、ジェンダーのあらゆる問題を調査、報告する。

- (1) 入学、退学、課目選択、進路、成績にみられるジェンダーのアンバランス是正の方法を探る
- (2) 教育的、社会的見地からの、男子校および、女子校の望ましさとそれに関する法律関係についてのアドバイス
- (3) カリキュラム、教科書、教育における、性差別に取り組むためのガイドラインの提言
- (4) 専門職や管理職における女性の増加、また、女性教員の影響と権威の増加にむけてのアファーマティブアクションの提言
- (5) 教育組織内における性差別、セクシャルハラスメント、暴力に取り組み、それらの減少に向けての立方措置を含む、方法の提言
- (6) 教員、生徒、国家労使関係委員会、女性団体、および協力関係が不可欠であると思われる諸機関とのネットワークの確立

8 その他

憲法はさらに、第三章においてすべての個人の基本的人権と自由を認めている。

以下の国際人権法は、その全部又は一部において、教育を受ける権利と子供の権利について言及している。政府は現在、それらの批准を考慮中であり、国会により承認された場合は、南アフリカ法の一部となる。

Convention Against Discrimination in Education (UNESCO 1960)

International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights (UN 1966)

Convention on the Rights of the Child (UN 1989)

南アフリカ政府はまた、以下の国際文書を国内の教育とのかかわりにおいて調査する予定である。

The World Declaration on Education for All (World Conference on Education for All 1990)

The Charter on the rights and Welfare of the African Child (OAU 1992)

The Report of the International Conference on Population and Development (1994)

さらに、国際文書には属さないが、

The South African Children's Charter (1992)

は、今後注目にあたいするものである。

3章 教育と訓練に関する具体的政策の基本方針

教育訓練の復興と開発にむけた文部省の基本方針を以下に示す。

1. 教育訓練は、人種、階級、性別、職業、年齢にかかわらず、全市民の有する、基本的人権である。
2. 保護者および、後見人は、子供の利益のために、子供の教育のための言語、文化、宗教を選択する権利を有する。
3. 不平等な法律、労働のための移住、結婚の破綻、識字能力の欠如と行った、複雑な環境を考慮して、国家は保護者、特に母親や
子供達に、適切なケアや教育サービスを供給する義務を有する。
4. 個人の経験、知識、ニーズを考慮して、すべての人に生涯教育の機会を与える。
5. 子供、青年、成人に対して、良質な教育訓練への門戸がますます開かれる必要があると同時に、生涯教育を意識して、課目や場所、時間等は、フレキシブルな選択を持つものでなければならない。
6. 教育機会の拡大の達成に向けて、ストリートチルドレンや、大学者、身体障害者、識字能力の欠如した女性、暴力で荒廃した地域にすむ人々などのために、教育の不公平の是正に力を入れる必要がある。
7. 国家の資源は、すべての人が同質の学習設備を享受できるよう、平等の原則にもとずいて分配されねばならない。
8. 教育訓練の質の改良が肝心である。
9. 長年に及ぶ闘争は、国内の教育設備に多大な被害をもたらした。教育設備の復旧と、それら設備の、コミュニティへの所有権の回復は、立法を通して行われなければならない。
10. 教育組織の全レベルにおいて、民主主義が反映されねばならない。
11. 教育、学習、マネジメントカルチャーの回復は協力と責任感の伴うものでなければならない。
12. 生涯教育の追及と享受の為には、民主主義、自由、平等、正義、平和の実現が不可欠である。
13. そのためには、多様な宗教、文化、言語といった、伝統への相互理解が不可欠であり、同時にそれは地域の強化や国家の統一に寄与するものである。
14. 我国の豊かな伝統や文化遺産を共有すべく、ダンスや音楽、芝居、芸術、工作等を学び、また、それらに活発に参加する機会が、全コミュニティに、平等に与えられるべきである。
15. 教育システムは、民主的なプロセス、基本的権利、法の重要性、市民による責任の実行を推進することによって取り組まれなければならない。また、争いの管理と解決のためのスキル、和解の重要性、寛容と協力の利

益を教えることによって、暴力の歴史と対峙しなければならない。

16. 教育訓練のプログラムのためのカリキュラム、教授法、テキストは、常に批判的思考や疑問にさらされるよう、奨励されねばならない。
17. カリキュラムの選択は、とくに、義務教育以後に於ては、将来の学業や職業を意識して、本人の過去の教育やスキルを考慮したうえで、多様化されたものでなければならない。
18. 適切な理数課目や、技術の教育は、我が国で慢性的に不足してきたものであるが、経済の発達には不可欠なものである。
19. 環境に明るい市民の育成のため、環境教育は教育訓練に於て、主要な要素となる必要がある。
20. 持続性と生産性—この主原則が、RDPにおいて強調されねばならない。また、教育訓練システムの開発と復興のプログラムにおいても支持されねばならない。
21. 過去のシステムは、非効率的なものであり、資金を浪費してきたといえる。効率と生産性の追求は、コストを民衆の前に正当化し、必要に備えて開発の資金を確保し、システムの質を向上させ、強いては、学習者の生活を改良するのに不可欠である。

4章 教育訓練の新政策推進の枠組み

南アフリカに民主主義が誕生したことによって、学校や大学における学習プログラムの調整が不可欠なものとなった。カリキュラムの開発には文部省が完全に参加することになっており、教師や課目のアドバイザー、その他の研究者らと共に、中心的役割をはたすことになっている。

このプロセスは、外部からの提案や批判を受け入れ、かつオープンなものでなければいけない。

1 National Qualification Framework(NQF)の設置

国家の復興と開発は、労働に必要な知識と技能の修得にかかっている。したがって、我々の人的資源開発のプログラムは、人々が質の良い教育と資格を得られる機会を拡大できるものでなければならない。教育訓練を統合したアプローチは、学習者にフレキシブルな選択を与えることができる。

文部省と労働省は協力して、NQFの設置に向けて、法案を準備している。

NQFは、政府のRDPのなかでも特に人的資源開発へのかぎとして、重視されている。その設置に責任を持つのは、南アフリカ資格局(the South African Qualification Authority)である。SAQAによるNQFの基本的構想は以下のとおりである。

レベル1。．．．．General Education Certificate(GEC)は、以下のいずれかの場合に与えられる。

- *義務教育前の1年の予備コースおよび、9年生までの義務教育を終了
- *成人基本教育訓練プログラムを終了(3レベルに分割)

レベル2-4。．．Further Education Certificate(FEC)は、以下のうち、コアとなるユニットとオプションユニットの自由な組み合わせを終了することによって与えられる。

- *12年生までの高等教育
- *専門学校、コミュニティカレッジ、Intermediate Tertiary College、および、NGOによる一般的あるいは、特定の職業プログラムを終了
- *地域のトレーニングセンターにおけるプログラムや、職場で提供されるトレーニングを終了

レベル5-8。．．Higher Education Diplomas and Degreesは、以下のプログラムを終了することによって与えられる。

- *公立、私立の職業大学
- *専門機関
- *技術大学
- *大学

2 オープンラーニングアプローチ

南アフリカの教育の容量は、人々のニーズ、憲法の保証する基本的教育への権利、インフラ、開発のための資本を考慮すると非常に不足しているため、教育への取り組みには全く新しいアプローチを必要とする。

オープンラーニングアプローチとは、学習者中心、生涯教育、柔軟な学習設備、教育へのアクセスに対する障害の除去、過去の学歴の承認、学習者へのサポート、学習者を成功へと導くプログラムの建設さらに、教材デザインにあたっての質の保持等の政策を組み合わせたものである

文部省は、このアプローチの開発を強く支持する。なぜならそれは、国家の教育訓練の持つ価値および主義と共鳴するものだからである。この理由から文部省は、National Open Learning Agency(NOLA)の設置を行う予定である。

NOLAは、オープンラーニングのための研究や開発を行い、公的私的機関のネットワーキングや、オープンラーニングの原則を実行に移すことをその目的とする。

3 教育サポートサービス (Education Support Service)

ESSとは教育に関係するヘルス、職業ガイダンス、カウンセリング、および、心理プログラムサービスや、特別な教育を必要とする学習者 (Learners with Special Educational Needs) サービスを含む。保護者や教員、学生はすべてこのサービスの受益者である。

過去においてこういったサービスは充実していたとは言い難い。一般的に、財源に恵まれていなければいざいほど、学習者に対するサービスも充実したものであり、サポートへのアクセスも容易なものであった。したがって、黒人教育のための財源の不足は、これらサービスを周辺へと追いやり、その結果、黒人のためのESS/LSENは非常に貧困なものであったと言わざるを得ない。

文部省は入念なりサーチをもって国家レベルでこれらのサービスの見直しを行い、全体の基準を定めなければならない。文部省はまた、州政府との協力と厚生省、福祉と人口開発省、労働省への諮問をもって、ESSへのホリスティックで統合的なアプローチを行うものである。

重要なのは、これまでもっとも無視され、傷つけられてきた学習人口にサービスのターゲットを置き、また、教育におけるESSの必要性を喚起することである。

4 教員教育

教員の養成は、国家政府および州政府両方の責任下にある。

100以上の教育大学が州の管轄下であり、大学や専門学校で行われる教員教育は国家の管轄下であり、さらに多くのNGOが教員養成に参加しているからである。

文部省は教員教育を国家の人的資源開発成策のかなめとみている。さらに、教師らの専門経験と自信の助長が教員開発のかぎであると考える。

州の教育省、大学および専門学校の教授陣らが新しい国家の教育訓練の価値、ゴール、主義に根ざした教員養成プログラムの再構築に責任を持つ。

文部省は、教育の質の向上につながるもっとも直接的方法は、教員教育の方向転換と完全な改革であると信じる。

5 理数課目の回復プログラム

黒人学校における理数課目の質の低さは、教師の不足、不適切な設備、教材、ガイダンス、カリキュラムの選択、試験対策に起因する。こういった理由のため、黒人学生5人にたいし、スタンダード8レベルの理数課目を選択するのは、たった1人であり、相対的レベルも低く、特に高学年に至るにつれその傾向は顕著になっている。その結果、理数課目の修得を要求する、高等学校への進学を達成できる黒人は少ない。これは、理数課目の黒人教師の慢性的な不足と質の低下を招いている。この傾向は、国家開発のニーズを考慮すると、致命的であるといえよう。

文部省は、1995年より、学生の理数課目回復と知識向上を目指して介入を試み、またその修得者の為に、教員大学においてあたらしいディプロマプログラムを提供する予定である。

6 成人基本教育訓練 (Adult Basic Education Training)

不平等な学校教育のため、多くの成人が、特に黒人地域に置いて、満足な学習の機会を得られなかった。文部省は、成人基本教育訓練 (ABET) は、社会参加と経済発展の力となり、また、RDPプログラムのなかでも、主要な位置を占めるとみなしている。ABETプログラムは、特に歴史的に教育の場で不公平に扱われてきた人々を対象とし、またその基準は、NQFと完全に対応したものでなければならない。

このプログラムのオーガナイザーは、労働企業団体、女性団体、青年団体、市民協会、NGO、学習者協会、政府、メディアらによって構成される。また、既存の設備を利用することによって、遠隔地教育を低コストで提供することも可能となろう。地域におけるこのプログラムのためのコミュニティラーニングセンターの設置がその例である。センター間を、コンピューターによって、ネットワークングすることも考慮されており、これが完成すれば、ABETアプローチ実現のための主要なインフラの一部となる。

7 義務教育以後の教育

RDPの成功は、包括的な人的資源開発のアプローチにかかっているといえよう。

産業経済セクターに変化をもたらすには、職業訓練、さらに、適応力、問題解決能力の発達を目指すフルタイムの教育の増加が必要である。

これまで我が国では、教育と、職業訓練はカリキュラム、試験、資格において、別々に機能してきた。

文部省は、義務教育後の、意義ある学習機会を年齢、場所、時間に制限されることなく、学習者に提供する計画を立てている。NQFのフレキシブルな枠組みのなかで、バラエティーに富んだコアとなる一般教養と、オプションである、職業あるいはアカデミックな課目選択からなるモジュールを検討中である。

遠隔地教育もまた重要である。これは特に、一般的な学校教育制度が不適當であると思われる大多数の退学者や、失業者のための教育に適しているといえよう。

南アフリカにはこのタイプの教育が発達していなかったことと、また、このタイプの教育は、経済、職業の利害とかわりをもつことを考慮して、文部省は、National Commission of Further Education を発足させ、特別にリサーチを行う必要があると考えている。

8 大学教育

大学教育は、国家の開発や世界規模の知識の前進に貢献するものである。

大学組織においては、現在アパルトヘイトからの移行が、さまざまな分野で進行中である。また同時に、組織は急激なシステムの変化と、政府からの補助金の大幅な削減とに取り組んでいる。

大学は、これまで、不適切な高等教育の結果、言語や理数課目の修得が不十分な学生を抱えざるをえなかった。

しかしながら、1993年憲法は、大学教育がいかにあるべきかについては、言及していない。

文部省は、伝統的および法的根拠の下、大学機関の自治制を尊重している。文部省はまたこの公金で賄われる巨大な知的インフラが、どのような形で社会に対して還元できるかを政府にアドバイスする責任を有する。

政府はこのたび、National Commission of Higher Educationを発足させることに同意した。コミッションは今後、大学教育のアイデンティティやゴール、構造、資金、マネジメント、プランニング、プログラム、規模、知的開発的役割の探求にとりくむことになる。

9 早期幼児開発 (Early Childhood Development)

早期幼児開発 (ECD) は、子供が0歳から9歳にいたるまでの肉体的、精神的、感情的、社会的発達のプロセスと同義である。ECDプログラムは、地域において、この年齢に属する子供達のニーズをみたすためのさまざまな方策を含んでいる。

幼児のケアと開発は人的資源開発の基本となるものである。

ECDはRDPの中でも特に重要な位置を占めている。なぜなら貧しい家庭は、援助なしには、自分達の子供のニーズをみたすことが出来ないからである。多くの子供達が地域において、十分なヘルスケア、栄養、教育が提供されないという危険にさらされている。RDPプログラムは、住居、飲料水、衛生、基本ヘルスケア、栄養、雇用といったベーシックニーズに言及しており、これが充足されることによって、子供の生存チャンスを広げることができる。この見地から、ECDは、地域の発達に寄与すると考えられ、また、保護者らの教育と並行して進められるべきである。したがって、ABETとECDは密接にかかわっていると見える。

ECDは、その扱う分野の大きさゆえに厚生省や、福祉と人口省の協力を通して、また、RDPにおける人的資源開発と関連させながら進める必要がある。子供の教育は、誕生以後、家庭や学校において、可能なかぎり、継続的かつ適切に行う必要があるというのは、誰もが認めるところである。このことは、国家および州政府の政策作成に、重要な意味を有しているといえる。

10 無償普通義務教育

政府は現在すべての子供に、1年の準備年と、9年生までの無償普通義務教育の提供を目標としている。即ち、政府の最終目標は、'10年制の無償教育の実施'である。

この計画の実行は、以下の二つの原則にもとづいて、行われなければならない。即ち、広義の原則と運営上の原則である。

{ 広義の原則 }

1. アクセスの拡大

(a) 教育機関側における、生徒収容力の拡大

(b) 子供が通学できない理由の調査

交通機関の問題、空腹、身体的障害、家事の手伝い、保護者の理解不足、労働等が含まれるであろう。

2. 平等性

過去20年に渡り、我が国の就学率は著しく伸びたとはいえ、今なお多くの子供達が、学校教育に参加出来ずにいる。彼らの多くは、社会の底辺で貧しい生活を強いられている有色アフリカ人である。これは歴史的な、教育への不平等なアクセスに起因するが、これを是正するためには公民権運動が必要であろう。現在、不平等是正に向けて、様々な活動が学校で行われている。即ち、保護者や子供は、教育機会へのアクセスを奨励され、学校側もまた、彼らに対し広く門戸を開いている。この点から、1995年より、教育へのアクセス、平等、相互理解に向けて国家レベルでの大きな進展が見られるといえる。

3. 質

教育の質改善のための最大のチャレンジは、教員の改良である。学生の学習に対する意欲を刺激できる教師が必要とされており、また、良質の教材が全生徒に行き渡ることが必要である。さらに、電気や飲料水、トイレ、図書館、実験室といった諸設備の充実も不可欠であろう。このような質の改善なくしては、教育へのアクセスの拡大は、意味のないものであるといえよう。

4. 効率と持続性の追求

5. 民主統治

教育の場に民主統治の原則が存在しなければ、国家の財源が適切に管理され、維持され、活用される、子供のための一般教育の見通しは立たない。地域による学校に対する所有権保持の原則は、すべての人々に良質の基本教育を提供するという政策を成功させる基本となるものである。

〔運営上の原則〕

ここで基本となるのは、'10年制の' '無償の' '義務教育'である。

1. 10年制

文部省はNQFの下に位置する普通教育は、準備年1年と、1年生から9年生までの10年制とするという合意に達している。現行では、最初の準備年は含まれていない。

この10年制と言うゴールに余裕をもって、持続可能なペースで到達するために、以下の原則が必要となる。

- (1) 準備年は、当面のあいだ、教育機関側の容量を考慮しながら、無償ではあるが、義務とはしないものとする。
- (2) 準備年の教育には、NGOや宗教団体など様々な既存の地域施設の利用を考慮する。
- (3) 準備年の導入には、特に経済的困難や、教育ニーズの大きい地域が優先される。
- (4) 準備年のための教員の養成は幼児期という大事な時期に適切な教育を与えるということを意識して行われる。
- (5) 適切なカリキュラム、教材、スタッフ等、準備年教育のための設備の完備。
- (6) 入学年令の遵守。

2. 義務教育

この原則は、憲法の定める'義務教育を受ける権利'に基づいている。実施に際しては、以下のガイダンスが与えられる。

- (1) 義務教育期間中は、いかなる子供も学校へのアクセスを閉ざ^レされることがあってはならない。万一子供が適切な理由をもって学校に通えないと認められたときは、教育機関が保護者と子供にたいして代替教育に関するアドバイスをを行う義務を有する。
- (2) 義務教育の年令に属する子供を学校に出席させることは、法律が子供の保護者に課す義務である。これを達成するために公的な出生届けの提出強制が必要となる。

無償

すべての公的教育は、保護者や地域の税金で賄われる。この意味において、完全に'無償'の教育は存在しない。文部省は質のよい義務教育の提供を持続可能なレベルで行うことは、社会的な責任であるとする。実施に際しては、以下のガイダンスが与えられる。

- (1) 政府からの公立学校の教師に対する合意に基づいた、給与の支払。
- (2) 政府はすべての学校に対し、基本的な教育施設や、設備を供給する義務を持つ。
- (3) かぎられた資源の分配に際しては、もっともニーズの高い学校に優先性を設ける。
- (4) 政府は、すべての学生および教師に基本的教材が行き渡るよう、確認する義務を持つ。
- (5) 保護者や、ほかの学校経営団体による自発的な、学校開発ファンドの設置

10年制無償義務教育の実施は、1995年1月1日より開始される。

高等教育

10年生から12年生にあたる高等教育にたいする政府^カの補助金は、特に社会経済的に恵まれない家庭の子弟に優先的に与えられる。

具体的には、補助金のレベルは家庭の収入に占める教育費の割合によって決定されるものとする。

4 調査団構成

- 1) 総括 小林正博 (こばやし まさひろ)
JICA基礎調査部 基礎調査第三課長
- 2) 協力政策 河野光浩 (こうの みつひろ)
外務省経済協力局政策課外務事務官
- 3) 技術協力 杉山 長 (すぎやま たけし)
外務省経済協力局技術協力課長補佐
- 4) 無償資金協力 石田勝利 (いしだ かつとし)
外務省経済協力局無償資金協力課外務事務官
- 5) 教育政策 杉山隆彦 (すぎやま たかひこ)
JICA国際協力専門員
- 6) 教育計画 服部浩幸 (はっとり ひろゆき)
JICA基礎調査部Jr.専門員
- 7) 教育制度 則包佳啓 (のりかね よしひろ)
システム科学コンサルタンツ (株)
- 8) 教育機材 土井保道 (どい やすみち)
インテムコンサルティング (株)
- 9) 教育施設 磯野哲郎 (いその てつお)
(株) パデコ

5 調査行程

- 7月28日(日) 移動(成田 →
- 29日(月) ヨハネスブルグ → プレトリア)
大使館表敬、大蔵省表敬、協議
- 30日(火) 教育省表敬及び協議、ODA表敬及び協議、大使館打合せ
- 31日(水) UNICEF、UNDP、USAID、世銀、UNESCOとの協議
- 1日(木) 移動(プレトリア → ヨハネスブルグ → ビシヨール)
「イ」州教育省表敬・協議、教員養成大学、教員再訓練センター、小
中学校視察
- 2日(金) 教員再訓練センター視察、教育大臣表敬、教育省協議
- 3日(土) 移動(イーストロンドン → ヨハネスブルグ → プレトリア)
大使館打合せ
- 4日(日) 資料検討
- 5日(月) 移動(プレトリア → ミドルブルグ)
「ム」州教育省表敬・協議、教員養成大学、教員再訓練センター、小

- 中学校視察
- 6日(火) 教育省協議
移動(ミドルブルグ → プレトリア)
- 7日(水) 教育省、ODAとの協議、大使館打合せ
- 8日(木) 教育省、大蔵省調査結果報告、大使館調査結果報告
- 9日(金) 官団員帰国 (プレトリア → ヨハネブルグ)
- 10日(土) 資料整理 → 成田)
- 11日(日) 資料整理
- 12日(月) 大使館打合せ、教育省、ODA協議
- 13日(火) 移動(プレトリア → ピータースバーグ)
「ノ」州教育省「教育決起大会」出席、草の根無償建設校舎視察
- 14日(水) 教育省協議、小中学校、教員養成大学視察
- 15日(木) a. 南アフリカ大学 (UNISA) 視察、教育省協議
b. 移動(プレトリア → ミドルブルグ)、 「ム」州教育省協議
- 16日(金) a. 建設業者からの情報収集
b. 小中学校、教員養成大学視察、教育省協議、移動(ミドルブルグ → プレトリア)
- 17日(土) 資料整理
- 18日(日) 資料整理
- 19日(月) a. 移動(プレトリア → イーストロンドン)、中学校、教員養成大学視察
b. 南アフリカ開発銀行協議、教員養成大学視察、教育省協議
- 20日(火) a. 「イ」州教育省協議、移動(イーストロンドン → プレトリア)
b. AFRICON、EGIS、UNDP、US Peace Corps協議、教育省協議
- 21日(水) Edutrade Africa、Independent Development Trust、Edusource of Education Foundation 協議
- 22日(木) 大使館打合せ、プレトリア大学視察、教育省協議
- 23日(金) 大使館調査結果報告、移動(プレトリア → ヨハネスブルグ)
- 24日(土) → 成田)

6 主要面談者

南ア大使館

大使	小西 芳三
公使	吉沢 裕
一等書記官	水落 俊一
三等理事官	田原 光晃
専門調査員	中村 聡

教育省

Acting Director: International Relations	Mr. Ghaleeb Jeppie
Deputy Director: Project Funding	Ms. Sebolelo Nomvete

大蔵省

Director: International Development Finance	Mr. Fred Browne
---	-----------------

ODA

Head of Division	Mr. Stephen Chard
Programmer Manager	Mr. Mastin Rapey
Programme Assistant	Ms. Sue Wardell
Programme Assistant	Ms. Lusunqu Kanchenche
Program Co-ordinator	Mr. Mike McRory

UNICEF

Education Officer	Dr. S. Luswata
-------------------	----------------

UNDP

Resident Representative	Mr. J David Whaley
Programmer Officer	Mr. Toni Mtimkulu
Assistant Resi-Rep	Ms. Anne Githuku-Shongwe

USAID

Director, Office of Social Development	Mr. William Duncan
--	--------------------

世界銀行

Chief of Mission	Ms. Judith Edstrom
------------------	--------------------

UNESCO

Director of Office

Mr. Luis Bernardo Honwana

Education Adviser

Mr. Hubert J. Charles

Science and Technology Adviser

Dr. Benjamin A. Ntim

「イ」州教育省

Minister of Education

Ms. M. C. Mgijima

Director, Planning Division

Mr. E. D. Fray

Chief Education Specialist

Mr. John Bartlett

「ム」州教育省

Minister of Education

Mr. D. D. Mabuza

Head of Department

Ms. Faith Sithole

Manager, MPSI

Mr. Mfanwenkosi Malaza

「ノ」州教育省

Minister of Education

Dr. P. A. Motsoaledi

Superintendent General

Prof. Chuenyane

UNISA

Dean, Faculty of Education

Prof. L. R. McFarlane

7 収集資料リスト

資料の名称	発行機関
1 Construction Products Approvals	Agreement South Africa
2 Balaton Building System	Balaton Holding (PTY) Ltd.
3 Provincial Statistics : Western Cape	Central Statistical Service
4 Provincial Statistics : Eastern Cape	Central Statistical Service
5 Provincial Statistics : Northern Cape	Central Statistical Service
6 Provincial Statistics : Orange Cape	Central Statistical Service
7 Provincial Statistics : Kwazulu / Natal	Central Statistical Service
8 Provincial Statistics : North West	Central Statistical Service
9 Provincial Statistics : Pretoria	Central Statistical Service
10 Provincial Statistics : Eastern Transvaal	Central Statistical Service
11 Provincial Statistics : Northern Transvaal	Central Statistical Service
12 Norms and Standards for Teacher Education	Committee on Teacher Education Policy
13 Norms and Standards for Teacher Education	Committee on Teacher Education Policy (COTEP)
14 Current Problems in Buildings for Education, January 1995	Council for Scientific and Industrial Research (CSIR)
15 Report of the Committee to review the Organization, Governance and Funding of Schools	Department of Education
16 Criteria for the Evaluation of South African Qualifications for Employment in Education	Department of Education
17 Interim Core Syllabus for Mathematics / Ordinary Grade Standards 5 - 7	Department of Education
18 Interim Core Syllabus for General Science / Standards 2, 3 & 4	Department of Education
19 Interim Core Syllabus for General Science / Ordinary Grade Standards 5, 6 & 7	Department of Education
20 Interim Core Syllabus for General Science / Lower Grade Standards 6 & 7	Department of Education (DET)
21 Brochure for the Erection of Farm Schools (Outdated)	Department of Education (DET)
22 Kwa Phindavela Combined School Drawings	Department of Education (DET)
23 Preliminary Lay-Out Plans for Primary and Secondary Schools (Outdated)	Department of Education (DET)
24 Syllabus for Physical Science / Standard 8	Department of Education and Training
25 Syllabus for Physical Science / Standard 10 (Standard Grade)	Department of Education and Training
26 Syllabus for Physical Science / Standard 10 (Higher Grade)	Department of Education and Training

27	Department of Public Works : Annual Report 1995	Department of Public Works
28	Land Affairs : Annual Report 1995	Department of Public Works
29	An Estimating Framework for Projects Using Emerging Contractors	Development Bank Southern Africa (DBSA)
30	Development and the Application of Building Regulations	Development Bank Southern Africa (DBSA)
31	Guidelines for Emerging Contractor Development	Development Bank Southern Africa (DBSA)
32	Guidelines for the Identification of Appropriate Building Construction Methods in Developing Areas	Development Bank Southern Africa (DBSA)
33	Labour-Based Opportunities in Construction	Development Bank Southern Africa (DBSA)
34	Role of Consultants in Development Projects	Development Bank Southern Africa (DBSA)
35	Annual Report for the Year to 31 March 1994	Development Bank Southern Africa (DBSA)
36	Annual Report for the Year to 31 March 1995	Development Bank Southern Africa (DBSA)
37	Guidelines for Housing Programmes	Development Bank Southern Africa (DBSA)
38	Hostel Initiatives: An Urban Reconstruction and Development Perspective	Development Bank Southern Africa (DBSA)
39	Local Government Transition and Beyond: Observation and Suggestions	Development Bank Southern Africa (DBSA)
40	Planning for the Rural-Urban Interface: A Case Study of Transkei	Development Bank Southern Africa (DBSA)
41	Self-Help Housing and Socio-Economic Development	Development Bank Southern Africa (DBSA)
42	Physical Science Teacher's Guide / Standards 8,9 & 10	Eastern Cape Province / Department of Education
43	Computer Studies Syllabus / Standard Grade Standards 8 - 10	Eastern Cape Province / Department of Education
44	Biology Syllabus / Higher & Standard Grade Standards 10	Eastern Cape Province / Department of Education
45	Physical Science Syllabus / Standard Grade Standards 8,9 & 10	Eastern Cape Province / Department of Education
46	Agricultural Science Syllabus / Standard Grade Standards 8,9 & 10	Eastern Cape Province / Department of Education
47	Agricultural Science Syllabus / Higher Grade Standards 8,9 & 10	Eastern Cape Province / Department of Education
48	Annual Report 1995	Eastern Cape Province / Department of Education
49	Mobilization for a Learning Nation	Eastern Cape Province, Department of Education
50	Draft Policy Document for Farm Schools in the Province of the Eastern Cape	Eastern Cape Province, Department of Education
52	Technology 2005 Project	Eastern Cape Province, Department of Education
53	Internal Memo: Survey on Education	Eastern Cape Province, Department of Education
54	Priority Issues for Junior Primary Education	Eastern Cape Province, Department of Education
55	Strategic Plan of the Eastern Cape Department of Education, Sports	Eastern Cape Province, Department of Education

78	An Overview of Education in the Northern Cape, 1995	Education Foundation
79	An Overview of Education in the Northern Province, 1995	Education Foundation
80	The Education Atlas of South Africa, 1994	Education Foundation, EGIS Unit
81	The National Teacher Education Audit: The Colleges of Education	EDUPOL
82	The National Teacher Education Audit: Synthesis Report	EDUPOL
83	Provincial Overview of Mpumalanga Teacher Audit	Edusource
84	Teacher Demand, Supply, Utilization and Costs	Edusource
85	South Africa Survey 1995 / 96	Edusource
86	Non-grid Electrification Update	ESKOM
87	Building for Education: A Design Brief for Architects and Educationalists Volume 4 Primary School Data Sheets	House of Delegate, Dieter Hoffrichter / Michael Keath
88	Building for Education: A Design Brief for Architects and Educationalists Volume 5 Secondary School Data Sheets	House of Delegate, Dieter Hoffrichter / Michael Keath
89	Savanna Park Senior Secondary School Drawings	House of Delegates
90	Phoenix Secondary School No.19 Drawings	House of Delegates
91	Proposal for an In-service Training Centre Course in Scarce Subjects	Hoxani College of Education, Mpumalanga Province
92	Delivery of Classrooms and School Buildings (Letter)	Independent Development Trust
93	National School Building Programme Status Report	Independent Development Trust (IDT)
94	Specifications and Cost Norms for the Building of IDT Funded Schools Handbook Volume 2	Independent Development Trust (IDT)
95	Independent Development Trust The Third Year	Independent Development Trust (IDT)
96	Independent Development Trust The Fourth Year	Independent Development Trust (IDT)
97	Independent Development Trust The Fifth Year	Independent Development Trust (IDT)
98	Mnyamana Memorial High School Phase 2 Development Bills of Quantities (Draft)	KwaZulu Government, Department of Works
99	Mnyamana Memorial High School Phase 2 Drawings	KwaZulu Government, Department of Works
100	Mgwenya College of Education Calendar 1991 Part I	Mgwenya College of Education, Mpumalanga Province.
101	Onderwysersentrum/Teachers' Centre Middelburg : Jaarverslag 1995	Middelburg Teachers' Centre, Mpumalanga Province
102	Government Gazette, South African Schools Bill, 1996 No.1713624	Ministry of Education, Pretoria.
103	Bylaag/Annexure : Universiteite/Universities	Ministry of Education, Pretoria.

104	Department of Education : CS Education according to Province for 1994, Report 233(95/08)	Ministry of Education, Pretoria.
105	Government Gazette, No. 15181	Ministry of Education, Pretoria.
106	Government Gazette, No. 16874	Ministry of Education, Pretoria.
107	Government Gazette, No. 17096: Proposed Alterations to the Rights, Powers and Functions of Public School Governing Bodies ²⁶	Ministry of Education, Pretoria.
108	Government Gazette, No. 17188 : National Task Team on Further Education	Ministry of Education, Pretoria.
109	Resolutions 2 to 5 with Regard to the Adoption of a Constitution for the Education Labour Relations Council in Terms of Section 9(1) of the Education Labour Relations Act 156 of 1993, and Matters Incidental Thereto: Resolution 2	Ministry of Education, Pretoria.
110	The Establishment of a National Task for Education Support Services	Ministry of Education, Pretoria.
111	A Resume of Instructional Programmes in Public Ordinary Schools, Report 550 (96/06)	Ministry of Education, Pretoria.
112	NCHE Discussion Document: Framework for Transformation	Ministry of Education, Pretoria.
113	Interim Policy for Early Childhood Development	Ministry of Education, Pretoria.
114	Estimate of Expenditure to be Defrayed from the National Revenue Account during the Financial year ending 31 March 1997	Ministry of Finance
115	Approved Standard Items and Nomrs for Administrative Use by All Departmental Institutions	Mpumalanga Province / Department of Education
116	Guidelines with Regard to Implementation of the Interim Amended Programme Requirements for the Senior Primary Phase: Implementation Date 1996	Mpumalanga Province, Department of Education
117	Guidelines with Regard to Implementation of the Interim Amended Programme Requirements for the Senior Primary Phase	Mpumalanga Province, Department of Education
118	School List, Mpumalanga Province	Mpumalanga Province, Department of Education
119	The Province of Mpumalanga: Department of Education Annual Report 1995	Mpumalanga Province, Department of Education
120	Primary Teachers' Diploma (Senior Primary) : Structure 1990	Mpumalanga Province, Department of Education
121	Eastern Transvaal Department of Education Districts and Circuits	Mpumalanga Province, Department of Education
122	Mpumalanga Education Department District Heads Telephone Numbers	Mpumalanga Province, Department of Education
123	Checklist for Principals of Schools : Survey PS	Mpumalanga Province, Department of Education

124	Address List of Farm Schools 1995	Mpumalanga Province, Department of Education
125	List of Subject Codes and Subjects	Mpumalanga Province, Department of Education
126	The Role of Technical Colleges of the Department of Education and Training in the RDP	Mpumalanga Province, Department of Education
127	Personnel Office Directive Nr. 21 of 1996: Improvement of Conditions of Service of Educators with Effect from 1 July 1996	Mpumalanga Province, Department of Education
128	Bursary Policy, 1996	Mpumalanga Province, Department of Education
129	National Teacher Education Audit: Presentation to COTEP	Mpumalanga Province, Department of Education
130	Annual Return of Schools : Survey PS, 1996	Mpumalanga Province, Department of Education
131	Teacher Education : 1996	Mpumalanga Province, Department of Education
132	Recommendations Regarding Implementation (Curriculum)	Mpumalanga Province, Department of Education
133	School List : Mpumalanga Province	Mpumalanga Province, Department of Education
134	Briefing Books for TCO: Curriculum Specialists (Book 1 : MPSI and Mpumalanga Educational Statistics), 1996	Mpumalanga Province, Department of Education
135	Briefing Books for TCO: Curriculum Specialists (Book 2 : Mpumalanga Educational Policy), 1996	Mpumalanga Province, Department of Education
136	Briefing Books for TCO: Curriculum Specialists (Book 3 : Primary School Curriculum), 1996	Mpumalanga Province, Department of Education
137	Briefing Books for TCO: Curriculum Specialists (Book 4 : Teacher Education)	Mpumalanga Province, Department of Education
138	Briefing Books for TCO: Curriculum Specialists (Book 5 : Colleges of Education Materials)	Mpumalanga Province, Department of Education
139	Briefing Books for TCO: Curriculum Specialists (Book 6 : INSET, NGO Evaluation in SA: A Review)	Mpumalanga Province, Department of Education
140	National Programme of Action for Children in South Africa: Framework	National Programme of Action Steering Committee
141	Ndebele College of Education : Staff Particulars	Ndebele College of Education
142	Ndebele College of Education : College Brochure	Ndebele College of Education
145	Ndebele College of Education : Detailed Syllabi for Four-year Diploma in Education, Secondary Phase	Ndebele College of Education
144	Ndebele College of Education : Course Structures and Abridged Syllabi	Ndebele College of Education

for Four-year Higher Diploma in Education (Secondary Phase) / Three-year	
145 Ndebele College of Education : Detailed Syllabi for Three-year Diploma in Education (Junior Primary Phase)	Ndebele College of Education
146 Ndebele College of Education : A Two-year Certificate in Early Childhood Education	Ndebele College of Education
147 Ndebele College of Education : Detailed Syllabi for Three-year Diploma in Education (Senior Primary Phase)	Ndebele College of Education
148 Out of School Youth - Community College Project Business Plan	Northern Province, Department of Education
149 Draft Regulations for Governing Bodies of Public Schools	Northern Province, Department of Education
150 Education Resource Centre, Draft Business Plan, August 1996 - December 1998	Northern Province, Department of Education
151 Memorandum of Understanding between The Northern Province Department of Education and Culture	Northern Province, Department of Education
152 RDP: Programme Description: Renovation of Schools	Northern Province, Department of Education
153 RDP Culture of Learning National Co-ordinating Office Fax Message 16 January	Northern Province, Department of Education
154 Salary Translation Tables for Effecting Salary Adjustments for Educators: July 1996	Northern Province, Department of Education
155 Private School List, Northern Province	Northern Province, Department of Education
156 Mathematics, Science and Technology NGO Information Form	Northern Province, Department of Education
157 The "Worst-Off" Schools in the Northern Province	Northern Province, Department of Education
158 The ERC Concept - A presentation to Kwen Moloto staff	Northern Province, Department of Education
159 Palabora Foundation	Northern Province, Department of Education
160 Interim Core Syllabi for Primary School, Intermediate Schools and Combined Schools : Implementation Date, January 1995	Northern Province, Department of Education
161 Manual for Secondary Education, April 1995	Northern Province, Department of Education
162 Out of School Youth Project	Northern Province, Department of Education
163 Proposal for In-Service Training Programme for Mathematics and P. Science Teachers in Northern Province	Northern Province, Department of Education
164 Mathematics, Science and Technology Education College	Northern Province, Department of Education
165 Draft Strategic Plan of the Northern Province Department of Education	Northern Province, Department of Education

166	Provincial Gazette, No.123	Northern Province, Department of Education
167	Provincial Gazette, No.174	Northern Province, Department of Education
168	Standard 4 Classroom Block Drawing	Northern Province, Department of Works
169	Children, Poverty and Disparity Reduction	RDP
170	Upgrading of Senior Secondary Schools Preliminary Report	Republic of Ciskei, Department of Public Works
171	New Tholomnqa Senior Secondary School Drawings	Republic of Ciskei, Department of Public Works
172	Standard School Drawings 1987-94	Republic of Ciskei, Department of Public Works
173	Drawings of Extension to Standard Administration Block	Republic of Ciskei, Department of Public Works
174	Standard Drawing Classroom	Republic of Ciskei, Department of Public Works
175	Standard Drawing Flush Toilet Block	Republic of Ciskei, Department of Public Works
176	The Application of the National Building Regulation (SABS0400 1900)	South African Bureau of Standards
177	Development Bank of Southern Africa: Publications List	The Development Bank of Southern Africa
178	Edusource Data News	The Education Foundation
179	Edusource Data News	The Education Foundation
180	Edusource Data News	The Education Foundation
181	Edusource Data News	The Education Foundation
182	Master Plan of Operations 1997-2001	UNICEF
183	Programme Plan of Operations 1997-2001	UNICEF
184	Success College: Further Diploma in Education : Law of Education 401, 1994	University of Pretoria
185	Success College: Further Diploma in Education : Education Management 401, 1994	University of Pretoria
186	Proposal for funding: Interactive Teleteaching Schools Project	University of Pretoria

